

01 令和8年度公立幼稚園園児募集

【問い合わせ】
学校教育課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

市では、下記の内容で令和8年度公立幼稚園の園児を募集します。

▼ 申込期間

10月15日（水）～10月31日（金）

▼ 申込先

入園を希望する幼稚園

▼ 受付時間

7:30～17:00 ※土日祝日を除く

▼ 対象者

本市に住所を有している幼児

4歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）

5歳児（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）

▼ 提出書類

①入園申込書

②支給認定申請書（1号認定）

③父母の令和7年度の市町村民税課税（非課税）
証明書※令和7年1月2日以降に本市に転入
された方

▼ 費用等

・授業料：無料

・教材費等諸経費：実費負担

・給食費：月額 3,800 円

（主食費 900 円＋副食費 2,900 円）

※副食費は免除要件あり

・通園送迎費：片道 月額 1,500 円

往復 月額 3,000 円

※タクシーによる送迎です。

※預かり保育の利用者は利用で
きません。

各幼稚園のご案内や、入園申し込み
に必要な提出書類等のダウンロード
はこちらから▶



▼ 公立幼稚園一覧

幼稚園名 (所在地)	電 話	通園区域
麻生幼稚園 (麻生 1147-1)	0299-72-0530	麻生地区
北浦幼稚園 (繁昌 212)	0291-35-2038	北浦地区
玉造幼稚園 (玉造甲 4175)	0299-55-0281	玉造地区

預かり保育をご利用ください

教育時間前後の預かり保育を行っています。

朝の預かり保育

▼ 時 間 7:30～8:30

▼ 申込先 入園を希望する幼稚園

▼ 利用料 月7日以下…日額 100 円
月8日以上…月額 1,000 円

降園後保育（エンゼル）

▼ 時 間 登園日 15:00～18:00
土曜日・長期休暇 7:30～18:00

▼ 申込先 電子申請またはこども課へ書面申請

▼ 利用料 月9日以下…日額 500 円
月10日以上…月額 5,000 円

※詳細は「降園後保育のしおり」をご覧ください。



預かり保育利用料が限度額の範囲で
無償になります

就労等の事情により保育が必要と認められる
場合は、認定を受けることで「朝の預かり保
育」や「降園後保育エンゼル」の利用料が、
限度額の範囲で無償になります。

※給食費（主食費・副食費）、教材費等諸経費、
通園送迎費は無償化の対象外です。

※申請に必要な申請書や就労証明書の様式
は、各幼稚園の入園説明会で配布します。

体験入園の参加者募集

各幼稚園で実施します。入園を検討されている
お子さんや保護者の方は、ぜひご参加ください。

▼ 日時

10月29日（水）9:50～11:00

▼ 申込先

入園を希望する幼稚園（電話または直接来園）

▼ 締め切り

10月28日（火）

▼ 持ち物

- ・保険料 100 円（けが・事故の備え）
- ・上履き（親子とも）
- ・水筒（水分補給のため）



みんなでおさんぽ♪
～異年齢での交流を
楽しみながら～▶
(玉造幼稚園)

02 令和8年度保育園・認定こども園園児募集

【問い合わせ】
こども課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

市では、下記の内容で令和8年度保育園および認定こども園（保育部）の園児を募集します。

なお、認定こども園の幼稚園部は、園との直接契約です。各園へ直接お問い合わせください。

▼ 申込期間

11月4日（火）～17日（月）

▼ 入園申請書類の配布および受付先

こども課

※申請書類は、10月上旬から配布予定です。市公式ホームページからもダウンロードできます。

▼ 受付時間

8:30～17:00 ※土日祝日を除く

▼ 対象者

保護者の就労状況等により保育を必要とする、0歳から就学前までの児童

▼ 提出書類

- ①入園申請書類一式
 - ②保育を必要とする事由の証明書（就労証明書等）
 - ③母子手帳の写し（予防接種のページ）
 - ④提出に来る方の身分証明書
- ※②の就労証明書は、就労先によって発行までに時間がかかる場合がありますので、早めにご準備ください。

▼ 費用等

- ・保育料：無料
- ※0～2歳児：市内に住民登録がある児童は、市の制度により無料
- ※3～5歳児：国の制度により無料
- ・給食費、教材費等：別途必要

▼ その他

入園申し込み等、詳細は「令和8年度保育施設利用申込みのしおり」をご確認ください。

入園のしおりや、入園申し込みに必要な提出書類等のダウンロードはこちらから▶



▼ 認定こども園一覧

保育所名 (所在地)	電 話	定 員	受け入れ年齢
麻生こども園 (麻生 3323-10)	0299-72-0522	95人 (保:80人 幼:15人)	生後6カ月～就学前 ※幼稚園部は3歳～
龍翔寺こども園 (矢幡 2027-6)	0299-73-2340	105人 (保:90人 幼:15人)	生後6カ月～就学前 ※幼稚園部は3歳～
北浦こども園 (中根 309-1)	0291-35-3141	95人 (保:80人 幼:15人)	生後6カ月～就学前 ※幼稚園部は3歳～
認定こども園 のぞみ (山田 3418-4)	0291-35-2550	100人 (保:85人 幼:15人)	生後6カ月～就学前 ※幼稚園部は3歳～

▼ 保育園一覧

保育所名 (所在地)	電 話	定 員	受け入れ年齢
玉造第一保育園 (玉造乙 1027-1)	0299-55-3631	90人	生後6カ月～就学前
玉造第二保育園 (西蓮寺 481)	0299-56-0710	60人	生後6カ月～就学前
玉造第三保育園 (芹沢 1652-5)	0299-55-1224	70人	生後6カ月～就学前
子どもの家 荻の苑 (麻生 615-4)	0299-77-9790	20人	産休明け～就学前

保育時間

【保育部】保育園・認定こども園（保育部）

・保育標準時間…7:00～18:00

保育標準時間 = 11 時間 / 1 日	延長保育
----------------------	------

・保育短時間…園により異なる

延長保育	保育短時間 = 8 時間 / 1 日	延長保育
------	--------------------	------

【幼稚園部】認定こども園（幼稚園部）

・教育標準時間…園により異なる

預かり保育	教育標準時間	預かり保育
-------	--------	-------

※延長保育や預かり保育は、別途費用が発生します。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、つくば・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろぎナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

03 不動産公売

【問い合わせ】
収納対策課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 差押不動産の公売を実施します

差押不動産の公売を実施します。買い受けを希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や、市公式ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

▼ 公売保証金納付期間および入札期間

10月23日（木）～30日（木）

※期間満了までに入金の確認ができない入札は無効

※入札は期間内必着

▼ 入札書提出先

収納対策課

▼ 開札日時

11月5日（水）10:00

▼ 開札場所

情報交流センター ホール



▲市公式ホームページはこちらから



令和5年度から入札方法が「期間入札」に変わりました。

公売保証金納付期間内に公売保証金を納付、入札期間内に入札書等を提出してください。入札書等の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。それ以外の入手方法を希望される方は、電話または来庁の上、請求してください。

売却区分番号	所在	地番	地目	地積(m ²)	見積価額(円)	公売保証金(円)
25-1	行方市青沼字引取	1021番	田	1,638	300,000	要しない
25-2	行方市青沼字青沼	1146番	田	984	160,000	要しない
25-3	行方市小高字根堀	1955番	田	1,853	350,000	要しない
25-4	行方市小高字離谷	2170番	田	3,470	550,000	60,000
25-5	行方市橋門字高田	581番1	田	871	110,000	要しない
25-6	行方市内宿字東谷	218番	田	1,348	260,000	要しない
25-9	行方市羽生字竹ノ越 行方市羽生字竹ノ越	1710番 1711番	畑	1,518 1,563	550,000	60,000
25-10	行方市玉造字宮平沼	甲754番	田	2,074	390,000	要しない
25-11	行方市荒宿字ヤシ町	533番	田	2,639	100,000	要しない

※売却区分番号「25-7」「25-8」は、公売広報発行前に公売中止になったため、非掲載となっています。

※農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続き等は、事前に農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

※公売日前に、滞納税の完納等で中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課へご確認ください。

広告

神栖・鹿島セントラル法律事務所

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

お子様の結婚が心配な方の 交流会

親同士のお見合い

@ 土浦市亀城プラザ 第3会議室

10月25日(土) 14:00~

対象 未婚の子を持つ親御様
お子様の年齢: 女性30~40歳 男性35~45歳

費用 3,000円(税込)
※おひとりでもご夫婦でも同額

主催: 結婚相談所ムスベル土浦
土浦市大和町5-15 山口ビル3階

029-835-3751

04 予防接種の一部助成

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ インフルエンザ予防接種の助成をします

▼ 対象者

区 分	条 件	接種時に持参するもの	接種場所
高齢者	本市に住所を有する ・ 65 歳以上（接種日現在）の方 ・ 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる障害がある方（身体障害者手帳 1 級の方）	・ 予診票 ・ 身分証明書等 ※現住所確認用（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、健康保険証等） ・ 予防接種費用	県内のインフルエンザ予防接種協力医療機関 ※茨城県医師会のホームページ参照
小 児	本市に住所を有し、生後 6 カ月から中学 3 年生までの方	・ 予診票 ・ 母子健康手帳（親子手帳） ・ 身分証明書等 ※現住所確認用（マル福、マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、健康保険証等） ・ 予防接種費用	任意予防接種契約医療機関 ※個別通知に同封した案内をご確認ください
妊 婦	本市に住所を有し、母子健康手帳を交付されている妊婦 ※すでに出産された方は、対象外		

▼ 接種期間

10 月 1 日（水）～ 令和 8 年 1 月 31 日（土）

▼ 助成額

高齢者：2,100 円（助成回数 1 回）

小児・妊婦：2,000 円（助成回数 1 回）

■ 新型コロナウイルス予防接種の助成をします

▼ 対象者

区分	条 件	接種時に持参するもの	接種場所
高齢者	本市に住所を有する ・ 65 歳以上（接種日現在）の方 ・ 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる障害がある方（身体障害者手帳 1 級の方）	・ 予診票 ・ 身分証明書等 ※現住所確認用（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、健康保険証等） ・ 予防接種費用	県内の新型コロナウイルス予防接種協力医療機関 ※茨城県医師会のホームページ参照

▼ 接種期間

10 月 1 日（水）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）

▼ 助成額

7,500 円（助成回数 1 回）



- ・ 接種費用 － 助成額 ＝ 自己負担額（予防接種費用）です。※接種費用は、医療機関で異なります。
- ・ 対象者の方には、すでに案内・予診票を送付済みです。
- ・ かかりつけ医が県外にある場合は、健康増進課へお問い合わせください。
- ・ 予防接種は、義務ではありません。希望される方のみ接種してください。

茨城県医師会
ホームページは
こちらから▶



広告

不動産無料相談

TEL : 0291-33-2128

なんでも相談・・・無料

土地、建物売りたい!!
不動産を買いたい!!
アパートを借りたい!!

空き家、農地・・・相談してください

茨城県知事（8）第 4708 号 宅地建物取引士

アイドル不動産 代表 村田 敬三

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田 2491-1（水戸信用金庫隣）

広告募集

「市報行方」へ
広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載していただける方を募集しています。
詳しくは、政策秘書課まで。

☎ 0299-72-0811
FAX0299-72-2174

受け付け
広告原稿提出
（発行 1 カ月前）
↓
広告掲載内容審査
↓
広告掲載決定
↓
掲載発行

05 家屋減失届

【問い合わせ】
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811
水戸地方法務局鹿嶋支局
☎ 0299-83-6000

■ 家屋を取り壊したら「家屋減失届」の提出を忘れずに

住宅・車庫・物置・倉庫・店舗・工場等の家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。家屋を取り壊した場合は「家屋減失届」の提出をお願いします。

▼ 提出先

税務課、総合窓口課（玉造庁舎）または北浦総合窓口室
※家屋減失届は、提出先に用意しています。

▼ 注意事項

- ・届け出が遅れると、取り壊された家屋にも来年度以降課税されることがあります。
- ・登記がされている家屋を取り壊した場合には、家屋減失届を提出しても登記の減失はされません。法務局鹿嶋支局で、家屋の減失登記が必要です。



令和8年1月1日までに新築・増築した家屋は、令和8年度から固定資産税が課税されます。

新築・増築した家屋は、評価額・税額を算出するために、家屋調査を行っていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、居宅以外の物置や車庫なども課税の対象です。

06 二十歳のつどい

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 二十歳を迎える皆さんを祝福します

市では「令和8年行方市二十歳のつどい」を、以下のとおり開催します。

※令和4年4月から、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正が施行されましたが、市ではこれまでどおり、当該年度に20歳になる方を対象に式典を開催します。

▼ 日時

令和8年1月11日（日）10:00 開式

▼ 会場

行方市文化会館

▼ 対象者

平成17（2005）年4月2日から
平成18（2006）年4月1日までに生まれた方

▼ 注意事項

- ・対象者には、11月下旬にご案内はがきを郵送します。詳細は、生涯学習課へお問い合わせください。
- ・式典内容は、変更となる場合がありますので、市公式ホームページ等で最新情報をご確認ください。



記入はお済みですか？ 農地利用の地域計画アンケート

8月上旬に対象者へ郵送した、農地利用意向アンケート調査の返送期限は、10月31日（金）です。この調査は、農地の現状や将来の意向を示した「地域計画」の目標地図の内容における、農地ごとの今後の利用意向データを更新するためのものです。将来に向けた担い手への農地集約化等の基礎データとなりますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】農業委員会（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

▼ 対象者

農地所有者

▼ 回答方法

郵送した調査用紙に回答を記入し、同封されている返信用封筒で返送

返送期限
10月31日（金）
まで

07 飼い犬の登録・狂犬病予防注射

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 生後 91 日以上の子犬は、狂犬病予防法で「登録」と「狂犬病予防注射」が義務です

狂犬病予防注射は、毎年 1 回必ず受けなければなりません。今回の予防注射は、本年度未接種の犬が対象です。予約は不要です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。なお、平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効なので、毎年更新する必要はありません。ただし、登録犬の死亡、所在地や所有者に変更があった場合は、環境課へ届け出をしてください。

▼ 料金

飼い犬の登録有無	登録手数料	注射済票料	予防注射料金
登録済み	—	350 円	3,000 円
未登録	2,000 円		

▼ 日程

日程	時間	実施場所
10月25日（土）	9:00 ~ 9:15	要地区館
	9:30 ~ 9:45	西浦地区学習センター
	9:55 ~ 10:10	島並農村集落センター
	10:20 ~ 10:35	行方市役所 麻生庁舎
	10:50 ~ 11:05	太田地区館
	11:15 ~ 11:30	大和地区館跡地
	11:45 ~ 12:00	繁昌地区学習センター
10月26日（日）	12:10 ~ 12:30	行方市役所 北浦庁舎
	9:00 ~ 9:15	玉川地区学習センター
	9:25 ~ 9:40	手賀地区学習センター
	9:50 ~ 10:20	行方市役所 玉造庁舎
	10:35 ~ 10:50	羽生地区学習センター
	11:05 ~ 11:20	中山消防機庫
	11:30 ~ 11:50	小貫地区学習センター
	12:00 ~ 12:15	両宿コミュニティセンター

※予防注射は、動物病院等でも受けられます。

10 月は、飼い主マナー向上推進月間です

☑ 飼い犬を放していませんか？

犬の放し飼いは、飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけています。集積所のごみを荒らす、畑を荒らす、ふんがそのまま等の事例が上がってきています。また犬が苦手な人にとっては、子犬も怖いものです。飼い主は、かみつき事故を防ぐためにも、必ずリードは外さずに散歩をしてください。

☑ スコップやビニール袋等を持って散歩していますか？

犬のふんを持ち帰ることは、犬を飼う上での「マナー」です。散歩をする際は、ふんの持ち帰りの袋とスコップを用意しましょう。

☑ 簡単に犬・猫を捨てていませんか？

犬や猫の命も動物愛護法で守られています。犬や猫を捨てることは、犯罪です。犬や猫も尊い命です。無計画な飼い方により繁殖し、不幸な命をつくらないためにも、避妊・去勢の手術を受けましょう。

殺傷：5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金

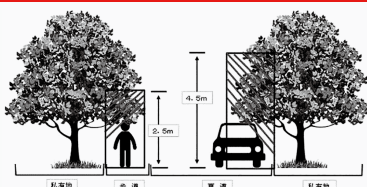
虐待・遺棄：1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

☑ 野良猫に餌を与えていませんか？

野良猫に対し「かわいそう」という感情で餌を与え続けることで、猫の数が増え、ふん害等により近隣住民に迷惑をかけます。野良猫に餌を与えないでください。



道路に張り出した樹木は危険です！ ～事故が起きた場合は、所有者の責任に問われることも～



安全確保のため、定期的な枝切り・伐採をお願いします。

- ・歩行者や車両と接触の恐れがある
- ・枯れ枝の落下や倒木の危険がある

注意事項

- ・電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者に相談してください。
- ・作業の安全確保、通行車両・歩行者・自転車等への安全確保に十分配慮してください。

【問い合わせ】道路維持課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111